

令和8年度第2回乙訓地域保健医療協議会及び乙訓地域医療構想調整会議の 合同会議の開催について

次のとおり、標記の会議を公開で開催しますのでお知らせします。

1 日時

令和8年10月2日（金）午後2時から（終了予定 午後2時50分）

2 場所

京都府乙訓保健所 2階 講堂

3 内容（予定）

- (1) 外来医師過多区域の指定に向けた今後の対応について
- (2) 新たな地域医療構想について

4 傍聴手続

- (1) 定員：5名
- (2) 受付：受付は、当日の午後1時30分から1時45分の間、会場前受付で行うこととし、定員になり次第終了します。
- (1) 注意事項：傍聴に当たっては、下記「傍聴要領」に記載された事項を遵守願います。

5 お問い合わせ先

京都府 乙訓保健所 企画調整課 電話：075-933-1152

【傍聴要領】

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 傍聴を希望される方は、当日の午後1時30分から1時45分の間、受付を済ませ、事務局の指示に従い、会場に入場すること。
- (2) 受付は先着順とし、定員になり次第終了する。

2 傍聴に当たって守るべき事項

- (1) 会議開催中は、議長の指示に従い、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 携帯電話は、マナーモードにするか電源を切っておくこと。
- (5) 会場内において飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に事務局の許可を得た場合は、この限りではない。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

上記2の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。

傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。

会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合、緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合等は、会議を途中で非公開とする場合があります。